

別表第5（第48条関係）

使用料徴収基準

1 会館使用料

（税込 単位：円）

区 分	金額	備 考
	1時間あたり	
会議室2	200	50人程
相談室1	100	6人
相談室2	100	6人

平日9時から17時までとし、商工会の営業日以外は貸出しない

2 器具、備品等使用料

（税込 単位：円）

区 分	金 額	備 考
電動スクリーン	1,000	プロジェクター込
音響設備	500	
プロジェクター	1台1,000	外部持出
テント	1張1,000	ワンタッチテント6張
会議用テーブル	1台100	貸出用16台
折りたたみ椅子	1台50	貸出用50脚

器具、備品等使用料は一度の行事あたりの金額とする

免除

商工会の各部会等が主催する会議等で使用するとき

商工会館に入居する事業所が使用するとき

公益上特別の理由があると認めるとき